

# 営業自主計算ノート

2020年(令和2年)3月申告用

令和元年分

- みんなで自主申告して納税権と生活を守ろう！
- 消費税は廃止をめざし、当面5%を実現しよう！
- 軍事費を削って、教育や福祉、社会保障を充実させよう！
- 不公平な税制をただし、大企業・富裕層から公平な徴収を！



## 〈自主計算にあたって〉

1. 事業所得は、実際の収入とその事業にかかった一切の必要経費を差し引いて計算します。特に、経費の記入もれがないようにノートにそって計算しましょう。
2. 計算は、領収書のあるなしにかかわらず、実際の収入と経費で計算します。
3. 記帳の仕方 ・帳簿などに記帳している方は、それにもとづいて計算してください。  
・そうでない方は、①売上傳票や納品書、通帳、②取り引きしている商店の領収書や請求書、③税金や電話料、水道、ガス、電気料などの領収書、④そのときどきのメモなどを整理して計算しましょう。  
・国税通則法の改定で2014年の所得からすべての事業者記帳と記録の保存が義務化されました。
4. 申告後に税務署や市役所(役場)から呼び出しを受けた場合は、事業をやっているのはあなたですから、堂々と対応しましょう。呼び出しや調査にはその場で応じないで、班で、全生連発行の「自主計算の手引き」を学習して対応を相談しましょう。
5. その他…①計算会までに自主計算ノートを完成すること。わからないところは班会や学習会を開きお互いに教え合ひましょう。

②2年前の売上げが1,000万円を超えた業者が消費税の納税が必要になります。

また、2011年(平成23年)6月の消費税法の一部が「改正」され、当課税期間の前年の1月1日から6か月の間(特定期間)の課税売上が1,000万円を超えると、課税事業者になりました(2019年1月1日～6月30日に1,000万円を超えると2020年に課税事業者になります)。特定期間の課税売上1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていなければ免税事業者です。

消費税の処理の仕方→収入・経費とも消費税を含めた金額を記入。

③消費税課税業者の方(これからなる予定の方も)このノートの9頁を参照。

本則方式で計算する方は、〈消○×△〉の印を参考に。○は全額仕入れ控除できる経費、×は全額仕入れ控除できない経費、△は両方を含み仕分けが必要。

## 〈事業所得計算のまとめ〉

収入金額(2頁の④の金額)	-	必要経費(2頁の⑨+6頁の⑱)	=	専従者控除前所得
				⑲

専従者控除前所得	-	専従者控除(7頁の⑳)	=	所得金額(7頁の㉑)
⑲				

### 専従者控除計算方法

(専従者控除前所得) ÷ (専従者の人数 + 1) = 一人あたりの専従者控除額

※ただし、白色申告には、限度額があります。配偶者は、最高86万円、その以外の方は50万円までとなります。

※専従者控除をつけることで国税・料額が変わります。このノートの7頁を参照。

組織名	生活と健康を守る会	班
申告者		
住所		

発行：全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目12番地15号 KATOビル3F

TEL03-3354-7431(代) / FAX03-3354-7435

## 一般経費早見表 (事業所得用)

生活と健康を守る会では、はじめて計算する方も自主計算できるように、経費の早見表をつくりました。わかる範囲で自分で計算し、わからないところは、班会で学習しましょう。

※仕入れとは、商品（サービス）をつくるのに要した原材料のことです。工具、ドンブリなどは、消耗品です。

※一般経費早見表には、仕入れに属するものは取り上げていませんので、ご注意ください。

※丸数字、カタカナは所得税申告の収支内訳書と同じです。

※交渉によっては、以下の項目以外でも認められるものがあります。班会、学習会などで相談してください。

あ	アルバイト給与	給料賃金**⑪
い	慰安旅行（従業員）	福利厚生費**ル
	印紙	租税公課**イ
う	売り出しチラシ	広告宣伝費**へ
お	オイル	消耗品費**ヌ
	お酒（飲食店）	仕入れ**E
	お酒（祝儀、贈り物）	接待交際費**ト
	お歳暮	接待交際費**ト
	お茶代	雑費**レ
	お中元	接待交際費**ト
	お見舞い（従業員）	福利厚生費**ル
	お見舞い（取引先）	接待交際費**ト
か	看板（10万円以上）	減価償却費**⑬
	看板（10万円未満）	広告宣伝費**へ
	外注（他業者依頼）	外注工賃**⑫
	ガス（事業分）	水道光熱費**ハ
	ガソリン	消耗品費**ヌ
	火災保険（事業分）	損害保険料**チ
き	機械（10万円未満）	消耗品費**ヌ
	機械（10万円以上）	減価償却費**⑬

	切手代	通信費**ホ
け	携帯電話（事業用）	通信費**ホ
こ	工具（10万円以上）	減価償却費**⑬
	工具（10万円未満）	消耗品費**ヌ
	広告掲載料	広告宣伝費**へ
	高速代金	旅費交通費**ニ
	交通費（業務上）	旅費交通費**ニ
	香典（従業員）	福利厚生費**ル
	香典（取引先）	接待交際費**ト
	コーヒー（お客に）	雑費**レ
	コーヒー（従業員分）	福利厚生費**ル
	個人事業費	租税公課**イ
	固定資産税（事業分）	租税公課**イ
さ	残業食代	福利厚生費**ル
し	社会保険（従業員分）	福利厚生費**ル
	車検費用	修繕費**リ
	車税	租税公課**イ
	修繕修理費	修繕費**リ
	新聞代（事業用）	雑費**レ
	事務用品	消耗品費**ヌ
	重機等を借りた費用	外注工賃**⑫
	従業員への給与	賃金・給与**⑪
	事務用品	消耗品費**ヌ
す	水道代（事業分）	水道光熱費**ハ
	スマートフォン（事業用）	通信費**ホ
せ	接待交際費（得意先）	接待交際費**ト
	生活と健康を守る会会費	雑費**レ
た	タオル（宣伝用）	広告宣伝費**へ
	宅配便	荷造運賃**ロ
	建物（自分の持ち物）	減価償却費**⑬
ち	地代	地代家賃**⑮
	駐車料金（長期契約）	地代家賃**⑮
	駐車料金（一時預）	旅費交通費**ニ

て	電気（事業分）	水道光熱費**ハ
	電話（事業分）	通信費**ホ
と	灯油（事業分）	水道光熱費**ハ
に	任意保険（車）	損害保険料**チ
は	はがき	通信費**ホ
	発送代	荷造運賃**ロ
ふ	不動産取得税	租税公課**イ
	部品（通常時）	消耗品費**ヌ
	部品（修理のとき）	修繕費**リ
ほ	包装紙	消耗品費**ヌ
ま	マッチ・ライター（宣伝）	広告宣伝費**へ
め	名刺	広告宣伝費**へ
や	家賃（事業分）	地代家賃**⑮
り	リース代	独自項目に
	利息・手形割引	利子割引料**⑯

## 1、収入金額の計算

※丸数字・カタカナは所得税申告の収支内訳書と同じ番号です。

月別、もしくは得意先別の売上内訳		金 額
収 入 の 内 訳	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
小 計		①
売掛金	2019(令和元)年12月31日の売掛・未収金残高(年末)	②
未収金	2019(平成31)年1月1日の売掛・未収金残高(年始め)	③
(注1)	差引金額(②-③)	④
売上合計(①+④)		①
家事消費(自分で利用した分)		②
その他の収入(リベート・スクラップ等)		③
収入金額の合計(①+②+③)		④

(注1)「売掛・未収金」の欄は、現金が入金・出金したときに記帳する方式をとっている方の計算欄です。売掛金を最初から収入に入れて計算している方(飲食業等)は、この欄の計算は不要です。

## 2、仕入れ金額の計算

月別もしくは問屋別の仕入れ金額		仕 入 金 額
仕 入 れ の 内 訳	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
小 計		⑤
未払金	2019(令和元)年12月31日の未払金(年末)	⑥
(買掛)	2019(平成31)年1月1日の未払金(年始め)	⑦
	差引(⑥-⑦)	⑧
仕入れ金額(⑤+⑧)		⑥
商品の	2019(平成31)年1月1日の在庫金額(年始め)	⑤
在庫	2019(令和元)年12月31日の在庫金額(年末)	⑧
(棚卸)	小計(⑥+⑤)	⑦
仕入れ金額の合計(⑦-⑧)《差引原価》		⑨
粗利益(差引金額④-⑨)		⑩

※番号の順序が前後していますが、あっていますのでその通り記入してください。

## 減価償却費の計算（定額法）

※2007年度（平成19年度）の税制改定で減価償却の計算が変わりました。改定内容は、2007（平成19）年3月31日までに取得したものは「減価償却計算欄」の①と②、③（旧定額法）で、07年4月1日以降に取得したものは④（定額法）で、取得価格が10万円～20万円未満のものは⑤で計算します。

### ◎減価償却計算欄

①旧定額法で0.9まで償却できるもの・2007（平成19）年3月31日まで取得したもの（取得の翌年度以降も旧定額法で償却）

品名	取得年月	取得価額	×0.9	×旧定額法の償却率	×使用月数	×事業割合※	=	1年間の償却費	耐用年数(残)
			×0.9	×	× /12	×	%	=	
			×0.9	×	× /12	×	%	=	
			×0.9	×	× /12	×	%	=	

※耐用年数は8頁参照

②旧定額法で耐用年数が経過し0.05まで償却するもの

品名	取得年月	取得価額	×0.05		×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却費
			×0.05		× /12	×	%	=
			×0.05		× /12	×	%	=
			×0.05		× /12	×	%	=

③残存価額を5年で償却できるもの・2007（平成19）年3月31日まで取得したもの（取得価額の95%まで償却済のもの）

品名	取得年月	取得価額	×0.05	÷5	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却費(最終年は-1円)	耐用年数(残)
			×0.05	÷5	× /12	×	%	=	
			×0.05	÷5	× /12	×	%	=	
			×0.05	÷5	× /12	×	%	=	

④新たな減価償却・2007（平成19）年4月1日以降に取得したもの

品名	取得年月	取得価額		×定額法の償却率	×使用月数	×事業割合	=	1年間の償却(最終年は-1円)	耐用年数(残)
				×	× /12	×	%	=	
				×	× /12	×	%	=	
				×	× /12	×	%	=	

⑤3年で償却できるもの（取得価額が10万～20万円未満）

品名	取得年月	取得価額		÷3		×事業割合	=	1年間の償却費	耐用年数(残)
				÷3		×	=		
				÷3		×	=		
				÷3		×	=		

減価償却費の合計（⑬4頁に転記） →

〔消費税課税業者の方へ〕消費税を本則方式で計算している方は、減価償却資産のうち購入代金は課税仕入れとすることができます。

※事業割合は経費のうち事業で使用した割合のことで、自分で算出して申告します。

〈計算例〉

①+②+③の計算例（事業割合100%）

取得年月：2006（平成18）年1月

耐用年数：5年（償却率0.2）

取得価額：100万円

年減価償却の額：18万円

①1年目～4年目（2006年～2009年）

100万円×0.9×0.2=18万円

18万円×4=72万円（償却済額）

5年目（2010年）

100万円×0.9×0.2×1年=18万円

②6年目（2011年）

100万円×0.05=5万円

③7年目～10年目まで

残存価格 5万円÷5年=1万円

1万円×4年=4万円

11年目（2016年）

1万-1=9,999円

すでに耐用年数を経過し、取得価額の95%まで限度額償却がされている場合は、2009（平成21）年申告から5年間で均等に償却されます。最終年は1円まで償却できます。

④の計算例（事業割合100%）

取得年月：2008（平成20）年1月 取得価額：100万円

耐用年数：10年（償却率0.1）

年減価償却の額：10万円

1年目～9年目 100万円×0.1=10万円

10万円×9年=90万円

10年目 10万円-1円=99,999円

⑤10万円以上20万円未満のものについては、①～④の計算式を使わずに、3年で均等に経費にすることができます。

《計算例》15万円で業務用クーラーを購入

150,000円÷3=50,000円。3年間50,000円ずつ償却。

※中古品の耐用年数は、新品の耐用年数以下～2年以上で自分で見積もります。

※個人事業者が定率法をとる場合、事前に税務署への届け出が必要です。

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得
	旧定額法償却率	定額法償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050

21年以上は全生連発行の「自主申告の手引き」を見てください。

### 3、一般経費の計算

項目と説明		内 訳	金 額
給料賃金	◎従業員、アルバイトの給料。作業着などの現物支給も含まれます。同居の家族従業員は、専従者控除か扶養家族に。 《消△》		
	小計（給料・賃金）		⑪
外注工賃	◎他の業者に仕事や加工を頼んでかかった料金。重機を借りた料金もここに入ります。 《消○》		
	小計（外注工賃）		⑫
減価償却費	◎事業用の建物、車、工具など、取得価格が10万円をこえるものは、一度に経費にしないで、耐用年数に応じて1年間の償却費をだします。3頁で計算してから、⑬に転記してください。 《消×、購入した年に限り○》		
	小計（減価償却費）		⑬
貸倒金	◎売掛金や貸付金が回収不能になった金額。 《消×》 ※別途控除		
	小計（貸倒金）		⑭
地代家賃	◎店舗・車庫・資材置き場などの料金。一時的な駐車料金は、旅費交通費に。 （※店舗兼住宅の場合はあん分すること。） 《消△》		
	小計（地代家賃）		⑮

(一般経費の続き)

項目と説明		内 訳	金 額																																																													
利子割引料	◎事業用の借入金利息や手形割引料。(返済金の元金は含みません) 《消×》																																																															
	小計（利子割引料）		⑯																																																													
租 税	◎収入印紙、事業税、納税した消費税、商店会費、同業者組合費、車検時の法定費用等。 （※所得税、都道府県・市町村民税、罰金などは経費になりません。） 《消×》 ※あん分が必要なもの																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>年 額</th> <th>× 事業割合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車税</td> <td>1.</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <th>種 目</th> <th>課税標準額</th> <th>× 税率</th> <th>× 事業割合</th> <th></th> </tr> <tr> <td rowspan="4">固定資産税</td> <td>建物</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>作業場</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>車庫</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td></td> <td>%</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※固定資産税の税率は、市町村によって違いますので調べて計算してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不動産取得税</td> <td>年額 [                      ] × [        ] %</td> <td>=</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">小計（租税公課）</td> <td></td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">荷造運賃</td> <td>◎商品の荷造運賃や商品の発送代 《消○》</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計（荷造運賃）</td> <td></td> <td></td> <td>⑱</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		年 額	× 事業割合		自動車税	1.		%	=	2.		%	=	3.		%	=	種 目	課税標準額	× 税率	× 事業割合		固定資産税	建物		%	=	作業場		%	=	車庫		%	=	宅地		%	=	※固定資産税の税率は、市町村によって違いますので調べて計算してください。					不動産取得税		年額 [                      ] × [        ] %	=		小計（租税公課）				⑰	荷造運賃	◎商品の荷造運賃や商品の発送代 《消○》				小計（荷造運賃）		
名 称		年 額	× 事業割合																																																													
自動車税	1.		%	=																																																												
	2.		%	=																																																												
	3.		%	=																																																												
種 目	課税標準額	× 税率	× 事業割合																																																													
固定資産税	建物		%	=																																																												
	作業場		%	=																																																												
	車庫		%	=																																																												
	宅地		%	=																																																												
※固定資産税の税率は、市町村によって違いますので調べて計算してください。																																																																
不動産取得税		年額 [                      ] × [        ] %	=																																																													
小計（租税公課）				⑰																																																												
荷造運賃	◎商品の荷造運賃や商品の発送代 《消○》																																																															
	小計（荷造運賃）			⑱																																																												

(一般経費の続き)

項目と説明		内 訳		金 額
水道	◎事業用の電気、ガス、水道代、灯油代など。 ※家計と一緒に場合は、あん分する。《消〇》	(下記以外のもの)		
	経 費 名	年 額	×事業割合	
	電気料		% =	
	ガス料金		% =	
	水道料金		% =	
	灯油代		% =	
薪・炭・練炭等		% =		
			% =	
		小計 (水道光熱費)		㊦
旅費交通費	◎商用の交通費・宿泊費。一時的な駐車料金と高速代金など。《消〇》			
		小計 (旅費交通費)		㊧
通信費	◎事業用の電話料金、携帯電話、スマートフォン、切手、はがき代など。 ※家計と一緒に場合はあん分する。《消〇》	(下記以外のもの)		
	経 費 名	年 額	×事業割合	
	電話料		% =	
	携帯電話		% =	
			% =	
			% =	
		小計 (通信費)		㊨

(一般経費の続き)

項目と説明		内 訳		金 額	
広告宣伝費	◎広告料、売出チラシ、看板 (10万円以上のものは減価償却で)、名刺、宣伝タオル・マッチ・ティッシュなど。《消〇》				
		小計 (広告宣伝費)		㊩	
接待交際費	◎得意先、同業者への接待交際費、お中元、お歳暮、冠婚葬祭費。 (家族や親戚分はダメ)《消△》				
		小計 (接待交際費)		㊪	
地震・損害保険料	◎地震保険や自動車の任意保険、火災保険など。※家計と一緒に場合はあん分する。	(下記以外のもの)			
	経 費 名	年 額	×事業割合		
	1. 火災保険 (店舗)		% =		
	2. 車任意保険		% =		
	3.		% =		
	4.		% =		
《消×》		小計 (損害保険料)		㊫	
修繕費	◎事業用の建物、機械、車などの修繕費、車検等。《消△》	(下記以外のもの)			
	あん分	経 費 名	年 額	×事業割合	
		1.		% =	
		2.		% =	
		3.		% =	
				小計 (修繕費)	

(一般経費の続き)

項目と説明		内 訳	金 額
消 耗 品 費	◎ガソリン・オイル、事務用品、包装紙、工具、部品代など。(10万円以上のものは減価償却費で計算)		
	《消〇》		
	※あん分が必要なもの		
	経 費 名	年 額	×事業割合
	1. 車ガソリン・オイル		% =
	2.	% =	
	3.	% =	
		小計 (消耗品費)	㉞
福 利 厚 生 費	◎従業員の慰安旅行、残業食代、コーヒーなど。事業主負担の社会保険料、共済掛け金など。		
	《消△》	小計 (福利厚生費)	㉟
固 定 資 産 損 失	◎事業用の土地、建物、機械などが損害を受け、損失した金額。7頁の算式で計算して転記。		㊱
繰 延 資 産	◎店舗等の権利金 (戻ってこないもの) 右の頁で計算して転記。	小計 (繰延資産)	㊲
	◎上記以外の経費 (各種リース、産廃等)	小計 ( )	㊳

項目と説明		内 訳	金 額
雑 費	新聞・雑誌代、テレビ受信料、お茶代、生活と健康を守る会費など。	(下記以外のもの)	
	《消△》		
	※あん分が必要なもの		
	経 費 名	年 額	×事業割合*
	新聞代		% =
	雑誌代		% =
	N H K受信料		% =
			% =
		小計 (雑費)	㊴
一般経費の合計 (⑪から㊴までを合計してください。)			㊵

※仕事に利用した割合をいいます。

※仕入れ⑨と一般経費⑱を合計すると必要経費の合計がでます。

ここまでできたら、順番に内訳書(7頁)に記入しましょう。

### 繰延資産の償却の計算

新規営業や建物を借りるときに権利金等を支払った時は、1年で経費にしないで、償却期間に応じて1年の経費を計算します。権利金の性格によって、償却期間がことなります(権利金とは、戻ってこないものをいいます)。

①店舗を借りるときに家賃とともに支払った権利金 → 5年で償却

②同業者組合などに加入金を払った(戻らないお金) → 5年で償却

③商店街のアーケード、街灯をつくるための負担金 → 5年で償却

### 【計算例】

繰延資産の内容	支払い総額	÷償却期間	= 1年の償却費	支払い日
				年 月
				年 月
小計 (繰延資産)			㊲	

## ㊦固定資産の損失の計算

※減価償却資産を償却しないうちに、こわれたり、下取りにした場合は、損失として経費にすることができます。

償却資産名	取得年月	取得価格	損失した月
	年 月 ㊸		平成 年 月
これまで償却した金額の合計		㊹	
下取り価格や受取損害補償金		㊺	
<b>固定資産の損失（除却損）</b> (㊸-㊹-㊺)		㊻	

(6頁に転記)

## 専従者控除（白色申告）の計算の仕方

専従者控除前の所得 <sup>⑱</sup>	⊖	専従者の人数+1	⊖	専従者控除額 <sup>⑳</sup>

ただし、専従者控除には限度額があります。配偶者は最高86万円、配偶者以外の方は、専従者1人につき50万円までとなります。⑱が最高限度額以下の金額の場合は、そのままの金額。専従者控除をつけると扶養控除につけることができません。

専従者控除にも扶養控除にもつけられる場合は、どちらの控除をつけるかは、国保税・料など他の税金も含めて総額が安くなる方を選択します。

### 【専従者控除の計算例】

※営業収入が500万円、経費が380万円で、家族2人で経営している場合。  
専従者控除前の所得(500-380=120万円) ÷ 2 = 60万円(配偶者が専従者の場合は、60万円、配偶者以外の方が専従者の場合は50万)。

### どちらが得かの目安

- ①還付請求できる他の家族(給与所得者)がない時は、専従者控除を選ぶ(国保税・料が安くなる)。
- ②還付請求できる家族がいる時は、所得税・住民税額の還付額と国保税・料額の両方を比較して得な方を選ぶ。

## 2019年(令和元年)分営業収入収支内訳書(控)一般用

2020(令和2)年3月申告

申告者

(2019年 月 日から2019年 月 日まで)

科 目		金 額	科 目		金 額
収 入 金 額	売上(収入)金額	①	経 費 の 他 の 経 費	旅費交通費	㉒
	家事消費	②		通信費	㉓
	その他の収入	③		広告宣伝費	㉔
	計(①+②+③)	④		接待交際費	㉕
売 上 原 価	期首商品棚卸高	⑤		地震・損害保険料	㉖
	仕入金額	⑥		修繕費	㉗
	小計(⑤+⑥)	⑦		消耗品費	㉘
	期末商品棚卸高	⑧		福利厚生費	㉙
	差引原価(⑦-⑧)	⑨		固定資産の損失	㉚
差引金額(④-⑨)		⑩		繰延資産の償却	㉛
経 費	給料・賃金	⑪			㉜
	外注工賃	⑫			㉝
	減価償却費	⑬			㉞
	貸倒金	⑭		雑費	㉟
	地代家賃	⑮		小計(㉑~㉟の計)	⑰
	利子割引料	⑯		経費計(⑪~⑯の計+⑰)	⑱
	その他の経費			専従者控除前所得(⑩-⑱)	⑲
	租税公課	㉑	専従者控除	⑳	
	荷造運賃	㉒	所得金額(⑲-⑳)	㉑	
	水道光熱費	㉓			

※住民税申告の方もこの内訳書を完成させましょう。住民税申告であっても④の金額が1,000万円をこえると消費税課税業者になります。役員に相談してください。この収支内訳書は、住民税の申告書の内訳欄に記入する必要はありません。所得税の場合は、太枠だけしか記入義務がありません。



〈いくつかの減価償却資産の耐用年数〉

構造・用途	細目	耐用年数
<b>建 物</b>		
木造または合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	17
	車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	12 15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館・ホテル用のもの	15
	車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	11 14
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	店舗用のもの	39
	飲食店用のもの	
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%をこえるもの その他	34 41
	旅館用・ホテル用のもの	
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の価格が30%をこえるもの その他のもの	31 39
	車庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの・倉庫事業用倉庫	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
<b>建物附属設備</b>		
構造・用途	細目	耐用年数
アーケードまたは日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
<b>器 具・備 品</b>		
構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く）	事務机、事務いす、キャビネット	15
	主として金属製のもの その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	児童用机、いす	8
	陳列だな・陳列ケース	5
	冷凍機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具	
	接客業用のもの その他のもの	5
	主として金属製のもの その他のもの	15 8

構造・用途	細目	耐用年数
事務機器、通信機器	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響器具	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	
	接客業用・放送用・レコード吹込用・劇場用のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事・ちゅう房用品	
	陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	15 8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター	3
	孔版印刷・印書業用のもの その他のもの	5 5
	電子計算機（パーソナルコンピューターただしサーバー用は除く）	4
	複写機、計算機（電子計算機を除く）の金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	10
	時計・試験機器、測定機器	10 5 5
	容器・金庫	ボンベ
溶接製のもの 製造業のもの 塩素用のもの その他のもの		8 10
容器・金庫	ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが6 m以上のものに限り）	7
	その他のもの 金属製のもの その他のもの	3 2
金庫	金庫	5
	手さげ金庫 その他のもの	20
理容・美容機器		5

構造・用途	細目	耐用年数
<b>工 具</b>		
構造・用途	細目	耐用年数
型（型枠を含む）鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鋳造	2
	その他のもの	3
<b>車 両・運搬具</b>		
構造・用途	細目	耐用年数
一般のもの（特殊自動車・運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く）	4
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	
	貨物自動車	4
	ダンプ式のもの	5
	その他のもの	6
	2輪・3輪自動車 自転車	3 2
<b>機械・装置</b>		
設備の種類	細目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
	飲料、たばこまたは飼料製造業用設備	10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	3
	黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	7 7 8
木材または木製品（家具を除く）製造業用設備		11
	家具または装備品製造業用設備	12
パルプ、紙または紙加工品製造業用設備		4
	印刷業または印刷関連業用設備	7
デジタル印刷システム設備	製本業用設備	3
	新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	10 10 10
ゴム製品製造業用設備		9
なめし革、なめし革製品または毛皮製造業用設備		9

設備の種類	細目	耐用年数
窯業または土石製品製造業用設備		9
	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェオアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 その他の設備
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
林業用設備		5
鉱業、採石業または砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	3
	坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	6 12 6
総合工事業用設備		6
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
自動車整備業用設備		15
農機具関係	精米機 ポンプ／トラクター 乾燥機／初すり機 プラウ／ロータリー／ハロー／田植機 ／代掻き等整地機具と耕耘機／除草機 ／播種機／育苗機／コンバイン／管理機 ／バインダー／噴霧器／キャリア ／散粉機／スピードプレーヤ等防除用機 械／フォークリフト／バックホー／稲 わら収集機／種苗花き園芸施設／家畜 飼養管理用機具など ビニールハウス	7

※「機械・装置」は平成20年度の改正後の耐用年数

税務署「平成29年 白色申告者の決算の手引き」などより

## 〈消費税課税業者のみなさんへ〉

- 1、申告者本人が、営業収入の他に、農業収入などがある場合は合算して消費税を計算します。消費税の申告には、簡易課税方式と本則方式があり、申告をする必要がある人が、どちらでするかを選択することになります。
- 2、**簡易課税方式を選択している方に**…申告者本人が複数の事業をしている場合は、事業によって「みなし仕入れ率」が違う場合があるので注意してください。
- 3、**本則方式を選択している方に**…収入・経費のひとつひとつに消費税がかかっている取引かどうかの判定が必要です。「自主計算ノート」の説明欄に《消△》の印があるところは、請求書などの内訳を調べて判定すること。特に事業用の車が車検をうけた場合は、車検費用の内訳書（法定費用・自賠責・修理費・部品代等）をみて判定してください。営業所得の他に、農業などを行っている場合は、それも計算すること。
- 4、課税業者であった方で、2019年分の消費税抜きの売上が1,000万円未満だったときは、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を税務署に届けると2年後には免税業者となります。忘れずに出しましょう。

## ★消費税の仕組み 1問1答

### 【問1】消費税はいつから納税するのですか。

◎2017年分の課税売上が1,000万円を超えると2019年は個人課税業者です。2019年（1月1日～12月31日）の売り上げから消費税額を計算して申告・納税します。法人は前々事業年度の売上が1,000万円を超えた場合、今事業年度の決算期から2ヵ月以内に納付します。

◎2011年の消費税法の「改正」で、その年の1月から6月までの間に課税売上高が1,000万円になった場合（要件あり）も対象になりました。（詳しくは、このノートの1頁を参照）

### 【問2】本則課税方式と簡易課税方式、それぞれの申告についておしえてください。

◎本則課税方式は…経費の帳簿、請求書と領収書の両方の保存義務があります。帳簿と領収書を保存していないと計算できません。一つひとつの収入・経費について、消費税がかかっているかどうかを判定します。

$$\boxed{\text{売上でもらった消費税}} - \boxed{\text{経費でかかった消費税}} = \boxed{\text{納税額}}$$

◎簡易課税方式は…課税売上が5,000万円以下の業者は、簡易課税方式を選択できます。業種に応じて決められた仕入れ率を使うことによって、課税売上がわかれば消費税額が決まる仕組みです。

簡易課税方式にしたい方は、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。この「届出書」を出していないと「本則方式」で計算することになりますのでご注意ください。

2019年分(令和元年分)消費税の申告が変わります。

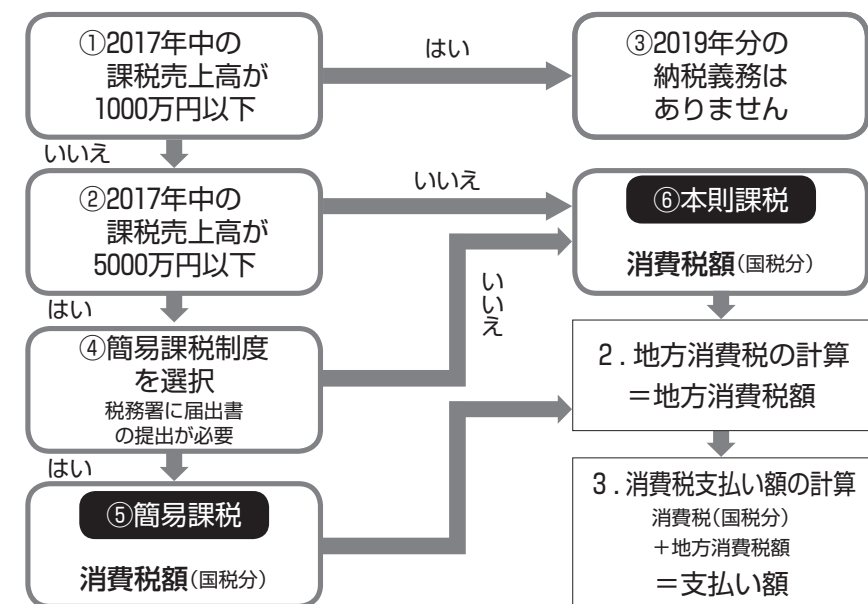
- (1) 消費税の計算は、一般も簡易もすべて、1月～9月分と10月～12月分を分けて、売上と仕入・経費を計算しなくてはなりません。⇒1～9月と10～12月、それぞれの決算書が必要です。
- (2) 簡易課税制度の変わった点
  - ①「農・林・漁業」のうち「飲食料品の売上」の区分が、第3種（70%）から第2種（80%）に変更。⇒10月～12月分は、第2種（80%）で計算します。
  - ②簡易課税選択の届出に特例～課税期間中の届出でOKに。  
2019年7月1日から2020年9月30日までの間は、課税期間中に届出を出すことで、簡易課税制度に適用になります。

2019(令和元)年分の消費税及び地方消費税の確定申告に係る消費税等の税率は、次のとおり。

区分	適用時期 2019(令和元)年 9月30日まで (以下「旧税率」という)	2019(令和元)年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税率の17/63)	2.2% (消費税率の22/78)	1.76% (消費税率の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

(注) 消費税等の軽減税率は、2019(令和元)年9月30までの税率と同じ8%ですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なります。

## 消費税（国税分）の計算





## 4、家族全員の所得計算

※収入の種類にかかわらず、申告者全員に共通する控除があります。家族の年齢や障害、介護の状態が控除額が変わってきますので、この欄の作成は重要です。また、これがわからないと税金で損したり、申告書を完成することができません。(1)～(4)を調べておきましょう。

(1) 家族構成や収入を記入しましょう (2019年<令和元年>中に生まれた子ども、死亡した人も記入しましょう。健康保険証などがあると便利です)

続柄	氏名 (家族全員)	生年月日 明/大/昭/平/令	子どもの 場合・学年	障害・ 寡婦等	介護 認定	年間の所得 (給与・年金の収入は売上欄に)				
						所得の種類	売上 (収入)	経費 (控除)	所得	源泉徴収税額
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								
		大/昭/平/令								

わかるところだけ記入してください。

(2) 社会保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、医療費などの支払い状況  
(12、15ページに記入してください)

(3) 家族全員の源泉徴収票を用意しましょう (税金がもどる場合があります)  
\* 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票 (年金事務所からのハガキ) など

(4) 次のことに該当していませんか (該当するところにチェック)

- 金融機関から借入して家を新築・改築した。または、中古住宅を購入した。
- 昨年中に火災・災害・盗難等の被害を受けた。
- 家や土地、田んぼ、畑、山などの不動産を売却して得た収入がある。  
(※内訳がわかる書類をお持ちください)
- 生命保険を解約したり、満期保険金を受け取った。

- ① 営業の方は、ここに売上、経費、所得を記入してください。
- ② 給与、年金の方は、「給与・年金自主計算ノート」などで出した、収入、控除、所得を記入してください。
- ③ 事業所得が赤字の場合は、その損失分をその他の所得 (たとえば、給与所得) から差し引くことができます。

※年齢は2019(令和元)年12月31日現在で記入してください。

※子どもの学年を記入するのは、保育料や就学援助、高校授業料減免、奨学資金などを活用してもらうためです。

※障害者手帳がなくても、介護認定を受けている場合、自治体で税金申告用の「障害者控除対象者認定書」を発行してもらいましょう。  
16歳未満の子どもも障害者控除をつけられます。

※年齢で控除額がちがいます。  
〔特定扶養とは、平成9年1月2日～平成13年1月1日までの間に生まれた人。  
老人扶養とは、昭和25年1月1日以前に生まれた人。〕

※寡婦とは、次の①か②に該当する女性。①夫と死別か離婚か行方不明のまま、扶養親族がいる (同一生計で事業専従者にした所得38万円以下の子どももよい)。②夫と死別か行方不明で合計所得が500万円以下の人、扶養親族がいなくてもよい。

※寡夫とは、妻と死別か離婚か行方不明のまま、同一生計内に扶養控除か事業専従者になる38万円以下の子どもがいて、合計所得500万円以下の人。

## 5、所得控除の計算

### 金銭控除

社会保険料や医療費などを調べておきましょう。2019(令和元)年1月1日から12月31日までに支払った分

		支払い総額		保険料支払い総額				
社会 保 険 料 控 除	健康 保 険 料	◎国保税・料 [ 円] [ 円] [ 円] ◎協会けんぽ [ 円] [ 円] [ 円] ◎任意継続保険料 [ 円] ◎源泉徴収票に記載されている社会保険料 [ 円] ◎その他(過年度分国保税・料など) [ 円] ※(納税通知書などで確認の上記入)	円	生命保 険料控 除	◎生命保険料は、契約内容によって、一般型と個人年金型などがあります。証明書添付が必要です。	一般型 円 個人年金 円 介護医療 円		
	国民 年 金 な ど	◎国民年金、農業者年金等の掛金の年額 氏名 [ 円] 氏名 [ 円] 氏名 [ 円] ※申告者が扶養親族の社会保険料(国保、年金、介護保険料金、後期高齢者医療保険料)を払っている場合、それも入ります。		円	地震・ 旧長期 損害保 険料控 除	◎損害保険料控除は、所得税については平成19年分から、住民税については平成20年度分から、地震保険料控除になりました。平成18年12月31日までに契約した損害保険(10年以上)を旧長期損害保険として経過措置で残しています。いずれも証明書が必要です。 ・地震保険とは、地震などの損害部分の保険料です。 ・旧長期とは、契約期間が10年以上で満期返戻金があるもの。	地震 円 旧長期 円	
	そ の 他	◎65歳以上の介護保険料 [ 円] ◎75歳以上の後期高齢者医療保険料 [ 円] ◎雇用保険料 [ 円] ◎労災保険料 [ 円]			円	医療費 控除	所得が少ない人は、医療が10万円を超えなくても控除できます。このノートの15ページの「医療費計算書」で計算します。	支払額 円 戻戻金 円
						寄附金 控除	◎共同募金会や政党、認定NPO法人等に寄附した場合に控除できます。領収書必要。寄附先( )	円

### 《控除の計算方法》

#### (1)生命保険料控除

※控除額の具体的な計算は6ページの別表を活用してください

##### 〔所得税〕 ●旧制度(2011年〈平成23年〉12月31日までに締結した保険契約など)

支払った保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除
①一般の生命保険料	25,000円以下	支払った保険料の全額
	25,001円～50,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{2}\right) + 12,500\text{円}$
	50,001円～100,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{4}\right) + 25,000\text{円}$
	100,001円以上	一律に50,000円
②個人年金保険料	同上	同上

①と②をあわせて100,000円が上限

##### ●新制度(2012年〈平成24年〉1月1日以降に締結した保険契約など)

支払った保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除
①一般の生命保険料	20,000円以下	支払った保険料の全額
	20,001円～40,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{2}\right) + 10,000\text{円}$
	40,001円～80,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{4}\right) + 20,000\text{円}$
	80,001円以上	一律に40,000円
②個人年金保険料	同上	同上
③介護医療保険料	同上	同上

①②③をあわせて120,000円が上限 旧制度と新制度の全体の限度額は120,000円

(注)旧制度と、新制度の両方の契約がある方は、それぞれの控除ごとに①旧契約のみで計算、②新契約のみで計算、③旧契約と新契約をあわせて計算することができます。③の場合は、それぞれの保険料控除額、及び全体の控除額の上限は、新制度の表に当てはめて計算してください。

##### 〔住民税〕 ●旧制度(2011年〈平成23年〉12月31日までに締結した保険契約など)

支払った保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除
①一般の生命保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{2}\right) + 7,500\text{円}$
	40,001円～70,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{4}\right) + 17,500\text{円}$
	70,001円以上	一律に35,000円
②個人年金保険料	同上	同上

①と②をあわせて70,000円が上限

##### ●新制度(2012年〈平成24年〉1月1日以降に締結した保険契約など)

支払った保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除
①一般の生命保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{2}\right) + 6,000\text{円}$
	32,001円～56,000円まで	$\left(\frac{\text{支払った保険料の金額の合計額}}{4}\right) + 14,000\text{円}$
	56,001円以上	一律に28,000円
②個人年金保険料	同上	同上
③介護医療保険料	同上	同上

①②③をあわせて70,000円が上限 旧制度と新制度の全体の限度額は70,000円

(注)旧制度と、新制度の両方の契約がある方は、それぞれの控除ごとに①旧契約のみで計算、②新契約のみで計算、③旧契約と新契約をあわせて計算することができます。③の場合は、それぞれの保険料控除額、及び全体の控除額の上限は、新制度の表に当てはめて計算してください。

生命保険料控除の具体的な計算式 —税務署の「確定申告の手引き」などから—

〔所得税〕

2011年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧）

支払った保険料	旧生命保険料 (合計) 円	A	旧個人年金保険料 (合計) 円	B
ⒶⒷの金額	控除額	C	控除額	D
～25,000円	Ⓐの金額 円		Ⓑの金額 円	
25,001円～50,000円	Ⓐ×0.5+12,500円 円		Ⓑ×0.5+12,500円 円	
50,001円～	Ⓐ×0.25+25,000円 (最高5万円) 円		Ⓑ×0.25+25,000円 (最高5万円) 円	

2012年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料（新）

支払った保険料	新生命保険料 (合計) 円	E	新個人年金保険料 (合計) 円	F
ⒺⒻⒼの金額	控除額	H	控除額	I
～20,000円	Ⓔの金額 円		Ⓕの金額 円	
20,001円～40,000円	Ⓔ×0.5+10,000円 円		Ⓕ×0.5+10,000円 円	
40,001円～	Ⓔ×0.25+20,000円 (最高4万円) 円		Ⓕ×0.25+20,000円 (最高4万円) 円	
合計	Ⓒ+Ⓓ (最高4万円) ※(Ⓒのみについて適用を受けた場合は、最高5万円) 円	K	Ⓖ+Ⓙ (最高4万円) ※(Ⓖのみについて適用を受けた場合は、最高5万円) 円	L

介護医療保険料 (合計) 円	G
控除額	J
Ⓖの金額 円	
Ⓖ×0.5+10,000円 円	
Ⓖ×0.25+20,000円 (最高4万円) 円	
Ⓜ (最高4万円) 円	M
生命保険料控除額 (Ⓚ+Ⓛ+Ⓜ)	
Ⓜ (最高12万円) 円	N

※KまたはLの計算において、新生命保険料および旧生命保険料の両方または新個人年金保険料および旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となります。しかし、例えばⒺの計算において、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額（5万円）が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額（4万円）よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。

なお、この場合であっても、Ⓚ+Ⓛ+Ⓜの金額の合計額は所得税12万円、住民税7万円が限度となります。

〔住民税〕

2011年12月31日以前に締結した保険契約書等に基づく保険料（旧）

支払った保険料	旧生命保険料 (合計) 円	A	旧個人年金保険料 (合計) 円	B
ⒶⒷの金額	控除額	C	控除額	D
～15,000円	Ⓐの金額 円		Ⓑの金額 円	
15,001円～40,000円	Ⓐ×0.5+7,500円 円		Ⓑ×0.5+7,500円 円	
40,001円～	Ⓐ×0.25+17,500円 (最高3万5千円) 円		Ⓑ×0.25+17,500円 (最高3万5千円) 円	

2012年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料（新）

支払った保険料	新生命保険料 (合計) 円	E	新個人年金保険料 (合計) 円	F
ⒺⒻⒼの金額	控除額	H	控除額	I
～12,000円	Ⓔの金額 円		Ⓕの金額 円	
12,001円～32,000円	Ⓔ×0.5+6,000円 円		Ⓕ×0.5+6,000円 円	
32,001円～	Ⓔ×0.25+14,000円 (最高2万8千円) 円		Ⓕ×0.25+14,000円 (最高2万8千円) 円	
合計	Ⓒ+Ⓓ (最高2万8千円) ※(Ⓒのみについて適用を受けた場合は、最高3万5千円) 円	K	Ⓖ+Ⓙ (最高2万8千円) ※(Ⓖのみについて適用を受けた場合は、最高3万5千円) 円	L

介護医療保険料 (合計) 円	G
控除額	J
Ⓖの金額 円	
Ⓖ×0.5+6,000円 円	
Ⓖ×0.25+14,000円 (最高2万8千円) 円	
Ⓜ (最高2万8千円) 円	M
生命保険料控除額 (Ⓚ+Ⓛ+Ⓜ)	
Ⓜ (最高7万円) 円	N

(2) 地震保険料、旧長期損害保険料控除の計算式

区分	支払い損害保険料	損害保険料控除額
所得税 ①地震保険の場合		控除対象保険料の全額(上限50,000円)
②旧長期損害保険だけの場合(10年以上)	10,000円以下	支払い保険料の全額
	10,001~20,000円まで	支払い保険料×0.5+5,000円
	20,001円以上	一律15,000円
③両方ある場合	①で計算した金額+②で計算した金額の合計 ただし、最高限度額50,000円	

(3) 寄附金控除

所得税 ①(所得控除)	$\left[ \begin{array}{l} \text{特定寄附金の額または} \\ \text{合計所得金額等} \times 40\% \text{のいずれか少ない方} \end{array} \right] - 2,000\text{円}$
----------------	--

寄附金特別控除

所得税 (i) 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

所得税 ②(税額控除)	$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄附金の} - 2,000\text{円} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right] \times 30\% = \left[ \begin{array}{l} \text{政党等寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">※100円未満の端数切捨て</p>
----------------	---

(ii) 認定NPO法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

	$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{認定NPO法人等に対する} - 2,000\text{円} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} \right] \times 40\% = \left[ \begin{array}{l} \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">※100円未満の端数切捨て</p>
--	--

(iii) 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

	$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} - 2,000\text{円} \\ \text{寄附金(一定の要件を満} \\ \text{たすもの)の額の合計額} \end{array} \right] \times 40\% = \left[ \begin{array}{l} \text{公益社団法人} \\ \text{等寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">※100円未満の端数切捨て</p>
--	--

◎(i) ~ (iii)ともにその年の所得税額の25%に相当する金額と比べて少ない方を選べます

注1 : (i)~(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。  
 注2 : (i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。  
 (ii)~(iii)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

住民税

区分	支払い損害保険料	損害保険料控除額
①地震保険の場合		控除対象保険料の2分の1相当額(上限25,000円)
②旧長期損害保険だけの場合(10年以上)	5,000円以下	支払い保険料の全額
	5,001~15,000円まで	支払い保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	一律10,000円
③両方ある場合	①で計算した金額+②で計算した金額の合計 ただし、最高限度額25,000円	

住民税

- ① 地方自治体(都道府県・市区町村)に対する寄附金の場合
  - ア) 基本控除額  
(都道府県・市区町村に対する寄附金額-2,000円)×10%(上限は総所得金額の30%)
  - イ) 特例控除額(ふるさと納税にのみ適用)  
(都道府県・市区町村に対する寄附金額-2,000円)×(90%-0~40%(寄附者に適用される所得税の限界税率))(上限は個人住民税所得割額の1割)
- ② 住所地の共同募金会および住所地の日本赤十字社支部に対する寄附の場合  
控除税額=(寄附金額-2,000円)×10%
- ③ 各地方自治体が条例により指定した団体への寄附金の場合
  - ア) 住所地の都道府県が指定した控除対象寄附金の場合(都道府県民税から控除)  
控除額=(寄附金額-2,000円)×4%
  - イ) 住所地の市区町村が指定した控除対象寄附金の場合(市区町村民税から控除)  
控除額=(寄附金額-2,000円)×6%

※都道府県と市町村のどちらからも指定された寄附金の場合、控除額は10%になります。

「ふるさと納税」について

ふるさと納税では、控除上限額内の寄附であれば、寄附合計額から2,000円を差し引いた分が、所得税や住民税から還付・控除を受けられます。ただし、控除上限額は寄附をする人の収入や家族構成で異なります。

【例】控除上限額の例

年収/寄附をした人の収入が300万円の場合で ○独身または配偶者控除のない共働き世帯  
 ……28,000円 ○年金暮らしの世帯…19,000円 ○高校生の子どもが一人いる世帯…  
 11,000円

(ふるさと納税サイトより)

## 本人や家族の控除

…該当するものを申告書に記入

(表の記号の説明→●申告者本人につく控除。△は扶養親族につく控除。◎は●または△とあわせてつけられる控除)

控除の種類		所得税	住民税	差 額
1. 基礎 控 除		● 380,000	330,000	50,000
2. 配偶者控除 (配偶者特別控除あり)	一般(70歳未満)の控除対象配偶者	△ 380,000	330,000	50,000
	老人(70歳以上)控除対象配偶者	△ 480,000	380,000	100,000
3. 扶養控除 ※2011(平成23)年から0歳~15歳の年少扶養控除は廃止されました	一般の扶養親族(16歳~18歳・23歳~69歳)	△ 380,000	330,000	50,000
	特定扶養親族(19歳~22歳)	△ 630,000	450,000	180,000
	老人扶養親族(70歳以上)			
	同居老親以外の老人扶養	△ 480,000	380,000	100,000
	同居老親等	△ 580,000	450,000	130,000
4. 障害者控除 (16歳未満の扶養親族も含む)	控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者	△ 750,000	530,000	220,000
	一般の障害者	◎ 270,000	260,000	10,000
	特別障害者(障害手帳の場合1~2級)	◎ 400,000	300,000	100,000
5. 寡婦(夫)控除	一般の寡婦・寡夫	● 270,000	260,000	10,000
	特定の寡婦(扶養する子どもがいて所得500万円以下)	● 350,000	300,000	50,000
6. 勤労学生控除(年所得65万円以下)※本人につく控除		● 270,000	260,000	10,000

※同居老親とは、申告者本人または配偶者の70歳以上の直系尊属(親、祖父母)で同居している人です。同居していない70歳以上の親、または70歳以上の叔父・叔母などは老人扶養となります。  
※寡婦(夫)とは死別または離婚した後婚姻をしていない人や配偶者の生死が明らかでない一定の人

### 配偶者控除額と配偶者特別控除額

2018(平成30)年分(住民税2019<令和元>年度)から

	配偶者の所得	申告者の所得 所得税(住民税)		
		900万円以下	950万円以下	1000万円以下
配偶者控除	0~380,000	380,000(330,000)	260,000(220,000)	130,000(110,000)
老人配偶者控除		480,000(380,000)	320,000(260,000)	160,000(130,000)
配偶者特別控除	380,001~850,000	380,000(330,000)	260,000(220,000)	130,000(110,000)
	850,001~900,000	360,000(330,000)	240,000(220,000)	120,000(110,000)
	900,001~950,000	310,000(310,000)	210,000(210,000)	110,000(110,000)
	950,001~1,000,000	260,000(260,000)	180,000(180,000)	90,000(90,000)
	1,000,001~1,050,000	210,000(210,000)	140,000(140,000)	70,000(70,000)
	1,050,001~1,110,000	160,000(160,000)	110,000(110,000)	60,000(60,000)
	1,100,001~1,150,000	110,000(110,000)	80,000(80,000)	40,000(40,000)
	1,115,001~1,200,000	60,000(60,000)	40,000(40,000)	20,000(20,000)
	1,200,001~1,230,000	30,000(30,000)	20,000(20,000)	10,000(10,000)
1,230,001~	0(0)	0(0)	0(0)	

※申告者の所得が1000万円超の場合は、配偶者控除・配偶者特別控除は引けなくなった。

## これだけは覚えておきましょう(2019<令和元>年分)

(1) 扶養につけられる条件は、所得で38万円以下の人(16歳未満の子ども除く)

◎給与収入の方(パートも)収入で103万円以下

◎年金収入だけの人→65歳未満の人108万円以下、65歳以上の方は158万円以下

【注意】扶養控除をつけるとき、次のことに留意を。

控除がつけられるかどうかの年齢はその年(2019<令和元>年)の12月31日現在できめます。ただし次の特例があります。①扶養親族が死亡した場合→死亡年月日が平成30年中であれば、30年分の申告に限り、扶養控除をできる。②特定扶養親族控除の対象は、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人(平成9年1月2日から平成13年1月1日生まれ)。③老人扶養(扶養される人が70歳以上)は昭和25年1月1日以前に生まれた人。

(2) 暮らしの各制度の負担に直接関係する「住民税非課税」の基準

次の①~③のどれかに該当すれば、住民税が非課税になります。

①前年の「所得」がない人(給与収入では65万円以下、65歳以上の年金収入では120万円以下など)と、所得があっても次の非課税基準以内の人

住民税均等割非課税の所得限度額(収入ではなく所得です)

前年の所得が納税者本人と申告書で配偶者・扶養の控除につけた家族数と0歳から15歳の子どもの数<(3)の項参照>の合計人数に次の金額をかけた所得までの人が対象です。1級地35万円、2級地31万5千円、3級地28万円(級地は生活保護の級地)。なお、単身者でない場合は人数をかけた合計額に1級地で21万円、2級地で18万9千円、3級地で16万8千円を加算した所得までとなります。

②本人が障害者、寡婦(寡夫)、未成年者で、前年の「所得」が125万円以下

◎障害者…要介護の人の「障害者認定」の申請が大事です。

◎寡婦…次の(イ)か(ロ)に該当する女性…夫と(イ)死別か離婚か行方不明のまま、扶養親族がいる(同一生計で事業専従者にした所得38万円以下の子どもも良い)。(ロ)死別か行方不明で合計所得500万円以下の方は、扶養親族がいなくても良い。

◎寡夫…妻と死別か離婚か行方不明のまま、同一生計内に扶養控除か事業専従者になる所得38万円以下の子どもがいて、合計所得500万円以下の人。

③生活保護を受けている人

※以上の他に住民税所得割のみ非課税になる基準もあります。

(3) 平成22年の税制改悪で年少扶養控除は廃止されましたが、住民税非課税基準の計算では年少扶養控除の対象であった子どもも家族数に入ります。申告書にこのことを記入する欄がありますので必ず記入しましょう。

(4) 税申告でのマイナンバー(個人番号)の記入や本人確認は強制ではありません。

国税庁や税務署、役所のご案内文書などには、「申告書や税務関係書類の提出にはマイナンバーの記載や本人確認の書類の提示や写しの添付が必要」と書かれていますが、次の点をよく話し合っ、どうするかは自分の自由意思で決めましょう。

①マイナンバーの記入は強制でなく、記入のない申告書も有効です。②本人確認の書類なしでも申告書は提出できます。③税務署などが本人の意思を無視して「記入してください」などと強制することはできません。

参考 全国中小業者団体連絡会が2017年9月27日に行った各省庁交渉の回答

【国税庁】個人番号が未記載でも税務書類などの収受は拒否しない。罰則もない。

【総務省】住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載しない自治体に対して法的な罰則はない。

【厚生労働省】労働保険事務組合が個人番号を取り扱わないことによる罰則や不利益はない。

・年金受給者の扶養親族等申告書および個人番号申出書に個人番号の記載がないことだけで受理しないことはない。





## 6. 税額の計算

所得の計算と所得控除が出ました。次は最後に税額の計算をしましょう。

		所得税	住民税	差額
給与、年金等収入 ①				
給与所得控除 ② または、公的年金等控除額				
所得 ①-②=③				
所得から差し引かれる金額(所得控除)	社会保険料控除			
	小規模企業共済掛金控除			
	生命保険料控除			
	地震保険料控除			
	障害者控除			
	寡婦・寡夫控除			
	勤労学生控除			
	配偶者控除			
	配偶者特別控除			
	扶養控除			
	基礎控除	380,000	330,000	50,000
	雑損控除			
医療費控除				
寄附金控除				
合計 ④				
課税される所得 ③-④=⑤		000	000	
税額 ⑥				
復興特別税(税額×0.021) ⑦				
住宅耐震改修特別控除 ⑧				
源泉徴収税額 ⑨				
税額(調整)控除 ⑩				
申告納税額 ⑪				
還付される税金				

### 1 課税される所得を出します。

左の表に収入(①)、給与所得控除額や公的年金等控除額(②)を記入し、所得(③)から所得控除の合計(④)を差し引いて課税される所得(⑤)を出しましょう。課税される所得は千円未満は切り捨てです。

### 2 税額の計算は次のようにしましょう。

所得税と住民税の税額は、下の表を使って出しましょう。13年分から25年間の予定で復興特別税が所得税額の2.1%増税になります。住民税は所得割と均等割の合計額です。住民税の復興特別税は均等割が14年から10年間1,000円上乗せされます。

#### 所得税の税率と速算表(①×②-③=所得税額)

①課税される所得金額	②税率	③控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

#### 住民税の税率

##### (1) 都道府県民税の所得割の税率

課税所得金額×税率(4%)=税額

##### (2) 市区町村民税所得割の税率

課税所得金額×税率(6%)=税額

#### 個人住民税均等割年額(復興特別税を含む)

〈道府県民税〉標準税率1,500円〈市区町村民税〉3,500円  
06年度から均等割を払っている夫と生計を同一にする妻は均等割額が全額課税されることになりました。

### 3 源泉徴収票に記入してある税額を⑨に記入します。

### 4 税額控除には、住宅ローンのある方、災害を受けた人、政党等に寄附をした方などが受けられる場合があります。くわしくは役員に相談してください。

税額⑥+⑦から⑧、⑨、⑩を引いた額が申告納付税⑪になります。源泉徴収税額が申告納税額より多い場合にその差額が返ってきます(還付される税金)。

### 5 2008年(平成20年)度から住民税で税額控除⑩として、調整控除ができました。

所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するために新設された控除です(下の表)。

合計課税所得金額	200万円以下の場合	200万円超の場合
	次の1・2のいずれか少ない額の5%を控除 1 人的控除額の差の合計額 2 合計課税所得金額	{人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}の5%を控除 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

#### 〈所得税額〉

○税額

+

復興特別税(税額×0.021)

○納税額

#### 〈住民税額〉

○所得割額

+

○均等割額

5,000

+

復興特別税 1,000円

||

納税額

※5の税額控除⑩として調整控除がうけられます。

## 7、2011年の国税通則法改定で変わった点

**問1、2011年に国税通則法という法律が変わって、「自主申告」さえできなくなったのですか**

【答】国税通則法第16条は税額などは「納税者のする申告によって確定する」としています。これを「申告納税制度」と言います。2011年の法改悪でも、国会で当時の安住財務大臣は、今後も「申告納税制度」を守っていくとの趣旨の答弁をしています。

**問2、年所得300万円未満の白色申告者にも記帳が義務化されたとのことですが**

【答】2014年1月より、事業所得、不動産所得、山林所得を生じる業務を行う全ての人に記帳義務が課されました。改悪された国税通則法では、「財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付ける」としていますが、記帳義務違反そのものについては懲役刑および罰金刑は課されていません。

帳簿は、伝票や領収書、メモなどを基に、この自主計算ノートを活用して、自主申告するのに必要なものです。税務署の推計課税など税金のつり上げを許さないためにも帳簿を付けておくことが大切です。

**問3、「改定」によって税務調査の「事前通知」が義務化されましたが、どういものですか**

【答】「改定」によって調査の10項目の事前通知が税務署職員に課せられました。10項目とは、調査の①日時、②場所、③目的、④税目、対象となる⑤期間と⑥物件、納税者の⑦氏名や⑧住所、⑨税務署員の氏名や⑩所属などです。一つでも欠けると、事前通知したことになりません。

**問4、「事前通知」には、例外規定があるとのことですが**

【答】改悪では、事前通知の例外規定も設けました。その内容は、「税務代理人以外の第三者が調査立ち会いを求めるなど調査の適正な執行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合」は事前通知をしなくていいという、とんでもないものです。税務署が税金のつり上げを狙い、自主申告権を奪おうとすることを防ぐために、生活と健康を守る会の役員が立ち会うわけです。立ち会いは権利を守るためのものであり、憲法の結社の自由の侵害です。

**問5、「改定」で修正申告の勧奨ができるようになったと聞きましたが**

【答】「改定」で修正申告の勧奨ができるようになりました。今までも「修正申告をすれば3年分で済ませてやる」などと修正申告の強要がされていますが、それが法律で「できる」ことになりました。修正申告をした場合は、不服申し立てはできません。

しかし、1年から5年間さかのぼって税額などの変更を求める更正の請求ができることになりました。あくまでも勧奨は「勧め奨励する」もので、税務署の強制に屈せず、自主申告権を主張しましょう。

**問6、修正申告や更正処分の後でも税務調査ができるのですか**

【答】改悪によって、再調査ができると国税通則法に明文化されました。「新たに得られた情報に照らし非違（ひい・法に反すること）が認められた場合」（法74条の11—6）にできるとしました。これは世界的にもまれで、不当なものです。「新たに得られた情報」とは何かなど、

納得のいく説明をさせましょう。

**問7、税務署から更正処分通知が届きましたが、納得できません。どうしたらいいでしょうか**

【答】納得がいかない場合は不服申し立てができます。不服申し立てには、処分を行った税務

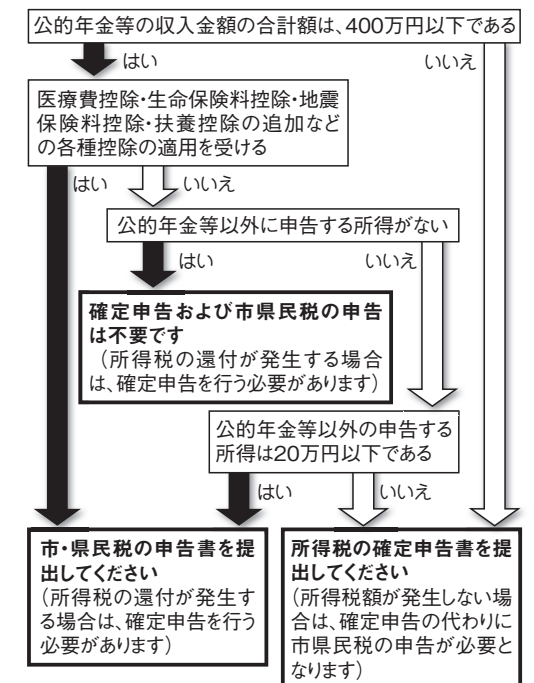
## 8、その他の注意点

**問8、年金支給額が400万円以下の場合、確定申告をする必要がなくなったそうですが、確定申告をしないと税金を取られすぎになる場合があります。どのような場合ですか**

【答】雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、寄附金控除など、所得控除に該当する支出があった場合や、扶養の付け替え、付け忘れなどで所得控除を行える場合には、確定申告をすることによって源泉徴収により支払った所得税が還付されます。

署長に行う「異議申立」と、国税不服審判所長に行う「審査請求」があります。

今回の法改正で、行政手続法の適用除外となっていた、「理由提示」、不利益処分理由の提示が適用されることになりました。したがって、すべての処分について理由を示さなければならないことになりました。



(福島県いわき市作成資料から)